



全老連第1-18号
令和元年10月30日

自由民主党

組織運動本部 厚生関係団体委員長 堀内 詔子 殿
政務調査会 厚生労働部会長 平口 洋 殿

全国老人保健施設連盟
委員長 馬場 肝作



令和2年度予算・税制等に関する要望書

介護老人保健施設は、要介護高齢者が住み慣れた地域で生活することを支えぬく、在宅復帰・在宅療養支援を行う施設として、地域包括ケアシステムの中で重要な役割を果たしております。

その一方で、介護人材の不足、控除対象外消費税の問題等、施設の円滑な運営を妨げる深刻な問題が、長年にわたり解決されないままであるのも事実です。

また、近年は自然災害が多発しており、介護老人保健施設が地域における防災拠点として貢献することも求められています。

今後、介護老人保健施設が地域においてその機能を十分に発揮していくため、以下のとおり要望いたします。

I. 令和2年度予算に関する要望

1. 介護保険制度の持続・充実のための財源確保

介護保険制度の持続可能性のため、給付範囲の拡大や保険料徴収年齢の引下げ等の抜本的な制度改革により、介護保険制度の持続・充実のために確実な財源を確保することを要望いたします。

2. 介護人材確保のための財源確保並びに施策の実施

介護人材の不足は慢性的かつ危機的状況にあり、外国人人材の導入に頼らざるを得ない状況にあるため、以下について要望いたします。

(1) 外国人介護人材雇用のための助成制度の創設

外国人介護人材受入れのために要する費用はすべて事業所の負担であり、

経営を圧迫しています。外国人介護人材を雇用するための助成制度の創設を要望いたします。

(2) 入国管理局や関係省庁との連携

外国人介護人材採用の安心な制度としてEPAがありますが、EPAは人数に限られます。特定技能外国人と技能実習生の受入れは、少しずつ進展しているものの、現場で働く姿を実感できません。それらは入国管理局の審査が不透明であり、水際で入国を拒否される事例も多くあることによります。各省庁で連携を取り、日本が選ばれる送り出し先となるよう運用されることを要望いたします。

(3) 外国人が安心して日本の介護人材として就労できる環境の構築

社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行により、介護福祉士資格を取得するには介護福祉士試験に合格しなければいけません。令和4年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられていますが、経過措置終了後は、卒業年次のただ1回の試験に合格しなかった事実をもって強制帰国となる者が出るだけでなく、この先、留学して介護福祉士を目指そうとする者が激減することが想定されます。喫緊の課題である介護人材の確保を鑑みた時、貴重な外国人専門人材を失うこととなります。国際貢献の観点からも、外国人が安心して日本の介護人材として就労できる環境の構築を要望いたします。

3. 介護老人保健施設の防災対策等のための財源確保

介護老人保健施設が提供するサービスと地域における防災拠点としての公益性・公共性に鑑み、施設の耐震化や発電機等の整備、衛星電話の購入を推進するための財源の確保を要望いたします。

II. 令和2年度税制改正に関する要望

消費税

1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること (理由)

平成元年4月1日施行の消費税においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取引とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上の大きな問題となっています。公益社団法人全国老人保健施設協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもたらすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持され、かつ、利用者本人の負担が増加しないような抜本的解決を強く要望いたします。

法人税

2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること (理由)

平成10年度税制改正で、平成10年4月1日以後に取得する建物について、定率法による償却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成28年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮することを要望いたします。

また、上記1.で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合には、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等（鉄骨鉄筋コ

ンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数を39年から31年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

(理由)

平成31年度税制改正では、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、2年間の時限措置として「構想適合病院用建物等」について8%の特別償却が認められました。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

事業税

4. 食事及び居住に要する費用にかかる事業税非課税の明確化がされること

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成17年10月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第249号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成11年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないように、地方税法第72条の23第3項第4号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税及び不動産取得税

5. 固定資産税及び不動産取得税に係る減額措置の創設がされること

(理由)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物についても、新築の際、固定資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

以上